

令和6年度 第4回 滋賀地方最低賃金審議会資料目次

令和6年8月21日

資料	1	令和6年度滋賀県最低賃金の改正に対する異議申出書 (一般社団法人滋賀県タクシー協会) P 1
資料	2	滋賀県最低賃金の改正決定に対する異議申し立て (滋賀県労働組合総連合) P 3
資料	3	2024年度滋賀県最低賃金の改定決定について(答申)への 異議申し立て (コープしが労働組合) P 7
資料	4	最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)(写) P 9
資料	5	検討小委員会報告(写) P11

滋 夕 第 191 号
令和 6 年 8 月 9 日

滋賀労働局長 多和田 治彦 殿

一般社団法人滋賀県タクシー協会
会 長 田 畑 太 郎

令和 6 年度滋賀県最低賃金の改正に対する異議申出書

謹啓、平素は、何かとご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年 8 月 5 日に滋賀地方最低賃金審議会から貴職に答申されました最低賃金について、以下のとおり異議の申し出を致します。

(内容)

賃金の引き上げが実現し、滋賀県の経済が活性化することはタクシー業界としても強く願望するところです。

しかしながら、今回の答申は、時間額を現行の 967 円から 50 円引き上げることが適当とするもので、これは事業における賃金の支払い能力を全く無視したものであり誠に遺憾であると言わざるを得ません。労働集約型産業の当業界としては極めて厳しく、最低賃金の改正決定に当たっては慎重にご審議いただくことをお願いいたします。

(理由)

最低賃金につきましては、毎年大幅な引き上げが続いており、必要経費に占める人件費の割合が大きいタクシー業界にとっては、その影響は非常に大きく経営を圧迫する要因になっています。

タクシー事業においては、令和 2 年 2 月以降のコロナ禍、そして令和 3 年秋頃からの急激な燃料価格の高騰などにより、経営環境はかなり厳しい状況にあります。

特に、法人タクシー事業者のほとんどが中小零細企業です。

中小零細企業にとって、コロナ禍、燃料費の高騰、円安による物価高などの影響は極めて甚大であって、今後も厳しい経営状況が続きます。

経済の回復のため、賃金の引上げの必要性については理解しておりますが、あまりにも急激な引き上げは、中小零細企業の経営環境に与える環境が大きすぎると考えます。

貴局におかれましては、タクシー業界の実態をご理解いただき、最低賃金の改正決定に当たっては慎重にご審議いただくことをお願いいたします。





滋賀労働局長 多和田治彦 様

2024年8月20日

滋賀県労働組合総連合
議長 高岡 光浩

住所 〒520-0051 滋賀県大津市梅林 1 丁目 3-30

電話 077-521-2536

滋賀県最低賃金の改正決定に対する異議申し立て

滋賀地方最低賃金審議会は、8月5日、今年度の滋賀県最低賃金の改定について、現行の967円を50円引き上げて1,017円にすると答申しました。あまりに低い水準であることから、私は最低賃金法12条の規定に基づき、以下の理由を添えて異議を申し立てます。

1. はじめに

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている審議委員と労働局長をはじめ事務局の皆様にご敬意を表します。

物価高騰や経済状況・地域事情など直面する問題を踏まえて、真摯に検討を重ねられた結果であろうと思います。

昨年に続き答申文に入れられた4点の要望については、この間私たちが求めていたことと大筋で一致します。ぜひ国はこの内容を受け止め力を尽くしてください。

2. あまりに低すぎる水準

しかしながら、この最低賃金額は、労働者、県民の願い・要求からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」が実現できる水準には届いていません。ひと月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額176,755円(1,017円×173.8時間)年額で2,121,055円です。月150時間では月額152,550円、年額1,830,600円にとどまります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」や「…労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする(最賃法1条)」と定める理念には届いておらず、生きることが脅かされる水準です。8時間労働を守れないことはもとより、ダブルワーク、トリプルワークを余儀なくされ、働いても、働いてもなお生活が苦しい状況です。暮らしの選択肢を狭めざるを得ない水準と言えます。

特に、異常な物価高騰は県民生活を厳しい状況に追い込んでおり、最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の苦しさはより大きくなっています。

中央最低賃金審議会の目安通りとすれば、過重平均は1,054円になるとのことですが、そもそも低すぎるのが日本の実態です。

3. 審議の公開を

審議会事務局の労働局と審議会は結論を導いた議論過程を全面公開すべきです。昨年からの公労使協議に限った専門部会の公開、審議会と専門部会などの議事要旨が出されるなど、公開は進んでいると一定評価します。しかし、内容は一部にとどまっております、はなはだ不十分です。審議会を傍聴していますが、参加する委員の方々の意見はそこでほとんど話されていません。公的な会議ですから一般の県民にもわかるような運営をしたほうが良いはずです。例えば、冒頭でこれまでの経過を説明し、双方の主張を説明するなど、それぞれが代表としての役割を果たしているかどうか、一般の県民が評価できるようにしたほうがいいのではないのでしょうか。会議を公開対象にするのは民主的な運営をしていることのアピールになります。部分的な公開や一部しか公開しないことになるとかえって疑いが出ます。

私たち労働組合や弁護士会の意見が審議会に出されており、それらに何らかの形で理解が得られるよう答えるべきですが、審議会からはその努力が見えません。委員一人ひとりから結論へたどり着いた理由を聞きたいと強く願います。少なくとも議事要旨にどの委員がどのように発言したかを記載すべきです。労働者委員・使用者委員はそれぞれ組織を代表した上で、労働局に選ばれ審議に参加されていると考えます。賛否とその理由、重視した根拠、今後の展望を表明されて当然だと考えます。しかし、労働局は採決の場面についてすら報道に撮影するなと制限しています。一体、だれの利益を守っているのか疑問でなりません。守るのであれば最賃近傍で働かざるを得ない労働者の利益を最優先で守ってください。すべての県民、とりわけ最賃近傍で働く労働者が知り得る当然の情報です。言うまでもなく最低賃金額の決定は、労働者の生活や事業運営について大きく影響するものです。結論に至る肝心の審議を公開せず“密室”で決められては、理解のしようがありません。これは私たちが望む大幅引き上げが実現するときでも当然同様です。審議の一層の公開を強く求めますし、密室審議の結果は受け入れがたいと言わざるを得ません。

4. 最賃 1500 円以上、全国一律化

今年の中央最低賃金審議会の目安は全ランク 50 円で、B,C ランクのいくつかの県では 1 ~9 円の上乗せをしています。広がり続けてきた格差を埋めようという地域からの強い姿勢と言えます。

県労連加盟の組合が出した意見と重複しますが、私たちが加盟する全国組織の全労連では全国各地で繰り返し最低生計費調査をおこなっています。全国どこでもおおよそ 1 時間当たり 1500 円から 1700 円程度が必要と試算が出ています。またこの調査の結果は、都会だから高い、地方だから低いとは必ずしもなっていません。労働人口の流出を招くため滋賀にとって通勤圏内である兵庫大阪京都との金額差は大きな問題です。今年の答申で兵庫とさらに差が広がりました。県庁所在地が隣接し、行き来の多い京都府との金額差は同じままです。調査の結果からは暮らせる賃金へ全体を引き上げることと、全国一律化が求められているのは明らかです。

現行の ABC ランクのもとで、通勤通学圏内である京都大阪兵庫との金額差は雇用について個々の企業での賃金や、統計上の賃金差がとりわけ京都府とあまりないにもかかわらず、最賃だけ低いのは滋賀の労働に関わるあらゆる場面で「イメージが悪く」なっていると言えます。兵庫は目安に 1 円増しています。兵庫を除けば金額差は今年と変わらないですが、労

働者委員が「地域間格差は、滋賀県から京都など都市部へ労働力を流出させ、中小・零細企業の事業継続や発展の厳しさに拍車をかける一因となっていると思います」と指摘しているように求人などへの影響がでているのではないかと考えます。関西広域連合長である三日月大造滋賀県知事は7月23日の定例記者会見で、「…関西広域連合の市町村との意見交換の中では、最低賃金の統一化という文脈で、今まさに最低賃金の都道府県ごとのどのレベルに設定するのかという議論が始まっていますが…」と発言しています。事態が大きく動こうとしている中、積極的に金額面での地域差を埋めるようにするべきではないでしょうか。私たちは最賃の全国一律をもとめていますが、現状の中での歪さに大きな疑問があります。滋賀の地理的条件を考えれば重要視し検討すべき課題ですが、2者協議ではどのように検討されたのでしょうか知りたいところです。

賃金の下限を決めることのできる数少ない制度の中で、暮らせない額を定めてしまうことは大問題です。私たちの事務所に労働相談に来られる方の中で、その年の最低賃金額ちょうど、近傍で働いている人は少なくありません。企業の体力や労働者のあるべき生活水準に関係なく、最低賃金額が低額で定められれば、賃金はその数字に落とし込まれます。私たちの仲間が「最賃生活体験」として最低賃金額で生活できるか毎年身をもって調査していますが、最低賃金額では身体的にも精神的にも社会的にも厳しいということ、調査結果は明らかにしています。生活困難な額を合法にしてしまうことには大きな疑問があります。

5. 終わりに

以上のことから滋賀地方最低賃金額を50円引き上げ、1,017円とするとした答申については審議の公開の不十分さ、生活するに届かない低額にとどまったことについて大変不服です。県民が不安なくあたりまえに暮らせる水準について改めて検討し、展望を示すべきです。せめて次年度につながるよう目安より1円から9円の積み増しをすすめた23の県(8/19現在)に続く判断をすべきだと申しあげ、再審議を強く求めます。

以上

滋賀労働局
局長 多和田 治彦 様



2024年8月20日

コープしが労働組合
執行委員長 山田 博也

2024年度滋賀県最低賃金の改定決定について（答申）への異議申し立て

2024年8月5日、滋賀地方最低賃金審議会にて50円引き上げの1.017円という答申が示されました。私たちコープしが労働組合は、情勢を踏まえ異議申し立てを行うものです。

1. 最低賃金の大幅な引き上げ広がる地域間格差の是正を

私たち労働者は、働く事で賃金を得ることでしか生計を立てていくことができません。「8時間働けば人間らしく暮らせる賃金」が、私たちにとっての「生計費」です。

今年度の目安額は、A～Cランクまで50円のため、BCランクの県が目安額を上回る引上げ額を示さなければ、地域間格差は縮まりません。全労連の最低生計費試算調査では、全国どこでも月額24～26万円が必要という結果が出ていて、時給1600～1700円が必要です。全国加重平均額1.054円では、1日8時間、月150時間働いても158.100円で、最低生計費試算調査の結果をみても、普通に暮らせる事は困難な状況です。都市も地方も関係なく生計費はほぼ同じなのに、しかも、最高額（東京1.163円）と滋賀県（1.017円）との差も146円もの格差があります。

総務省が6月24日に発表した人口動態では、地方の人口減が加速していて、人口減少率の高い県で、県外への転出が転入を上まわる傾向にあります。その結果、最低賃金の低い地域から高い地域へと人口が流れ、地方の過疎化と高齢化に拍車をかけています。

生計費に地域間格差がない中で、地域によって最低賃金に違いがある事は、労働力の地方からの流出につながり、地方経済を疲弊するだけです。また「物価など、経済状況に地域差があるから」という事が理由にされますが、食品などの買い物も、今はスーパーやコンビニ、ネットで購入する時代に地域間はほとんどありません。最低賃金は地方によって違うのはおかしいです。地域間格差を解消、全国一律制にし、最低賃金は働けば暮らせる水準に引き上げさせるために、優先して実現させるべきです。

2. 最低賃金の大幅な引き上げには中小企業への公的な支援が欠かせない

本答申で労働局長へ要望された中小企業支援策の強化は、企業物価数が大幅に引き上がるなかで緊急を要するものだと考えます。最低賃金の大幅な引き上げには、中小零細企業への配慮（直接的な財政支援）（税や社会保障負担の軽減）（大企業との適正取引の実現支援）などが不可欠です。

貴最低賃金審議会は、抜本的な中小企業支援策などを国や県に強く提言するべきだと考えます。

3. 透明性がある地方審議会の構築を

滋賀地方最低賃金審議会の労働者委員は特定のローカルセンターに偏った選出が行われています。私達、コープしが労働組合が加盟する滋賀県労連は一貫して排除され、この物価高騰のもとで生活実態におかれているエッセンシャルワーカーや非正規労働者も選出されていません。そのため、公労使がどのような審議を経て答申を出されたのか全く分かりません。また、専門部会は3者協議以外非公開となっており、審議は極めて不透明な状況にあります。貴審議会は、公正かつ広範な労働者から選出するとともに、審議の経緯を広く県民に公開するよう強く求めるものです。

以上

写

滋労発基 0821 第 1 号
令和 6 年 8 月 21 日

滋賀地方最低賃金審議会
会長 平井 建志 殿

滋賀労働局長
多和田 治彦

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、一般社団法人滋賀県タクシー協会、滋賀県労働組合総連合、コープしが労働組合から最低賃金法第 11 条第 2 項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

写

令和 6 年 8 月 19 日

滋賀地方最低賃金審議会
会長 平 井 建 志 殿

滋賀地方最低賃金審議会
特別検討小委員会
委員長 平 井 建 志

滋賀県紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、
繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金の改正決定
の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和 6 年 8 月 5 日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金について、全会一致に至らなかったため必要性有りとする事はできないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
石井 利江子	相澤 三千代	川口 剛史
木下 康代	大江 彰宏	西田 保夫
平井 建志	大西 省三	水野 透

写

令和 6 年 8 月 19 日

滋賀地方最低賃金審議会
会長 平 井 建 志 殿

滋賀地方最低賃金審議会
特別検討小委員会
委員長 平 井 建 志

滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・
黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無
について（報告）

当小委員会は、令和 6 年 8 月 5 日滋賀地方最低賃金審議会において付託され
た標記について、慎重に審議した結果、滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製
品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金について改正決定する
ことを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員
石井 利江子
木下 康代
平井 建志

労働者代表委員
相澤 三千代
大江 彰宏
大西 省三

使用者代表委員
川口 剛史
西田 保夫
水野 透

写

令和 6 年 8 月 19 日

滋賀地方最低賃金審議会
会長 平 井 建 志 殿

滋賀地方最低賃金審議会
特別検討小委員会
委員長 平 井 建 志

滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和 6 年 8 月 5 日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
石井 利江子	相澤 三千代	川口 剛史
木下 康代	大江 彰宏	西田 保夫
平井 建志	大西 省三	水野 透

写

令和 6 年 8 月 19 日

滋賀地方最低賃金審議会
会長 平 井 建 志 殿

滋賀地方最低賃金審議会
特別検討小委員会
委員長 平 井 建 志

滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
(報告)

当小委員会は、令和 6 年 8 月 5 日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
石井 利江子	相澤 三千代	川口 剛史
木下 康代	大江 彰宏	西田 保夫
平井 建志	大西 省三	水野 透

写

令和 6 年 8 月 19 日

滋賀地方最低賃金審議会
会長 平 井 建 志 殿

滋賀地方最低賃金審議会
特別検討小委員会
委員長 平 井 建 志

滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の
有無について（報告）

当小委員会は、令和 6 年 8 月 5 日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

石井 利江子
木下 康代
平井 建志

労働者代表委員

相澤 三千代
大江 彰宏
大西 省三

使用者代表委員

川口 剛史
西田 保夫
水野 透

写

令和 6 年 8 月 19 日

滋賀地方最低賃金審議会
会長 平 井 建 志 殿

滋賀地方最低賃金審議会
特別検討小委員会
委員長 平 井 建 志

滋賀県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無につ
いて（報告）

当小委員会は、令和 6 年 8 月 5 日滋賀地方最低賃金審議会において付託され
た標記について、慎重に審議した結果、滋賀県各種商品小売業最低賃金について、
全会一致に至らなかったため必要性有りとする事はできないとの結論に達し
たので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
石井 利江子	相澤 三千代	川口 剛史
木下 康代	大江 彰宏	西田 保夫
平井 建志	大西 省三	水野 透